

魚津市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

【対象者】 富山県からの休業等の要請対象施設のうち、要請に協力した者であって、魚津市内において、次の各号のいずれかに該当するもの

- ① 食事提供施設を営業する者
- ② 営業施設が賃貸物件である者

※①の食事提供施設とは、県要項別表1の区分に基づき以下のとおりです。

食事提供施設：飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋等

※スナック、バー、カラオケボックスなどは、食事提供施設ではなく遊興施設等となりますので、店舗が「賃貸物件」であれば②の10万円の支給対象となります。

【協力金の額】 ① 食事提供施設を営業する場合 10万円
 ② 営業施設が賃貸物件である場合 10万円

【申請方法】 申請書に次に掲げる書類を添付して、申請してください。

- ① 営業施設において、要請に協力したことが確認できる書類
 (申請書チェックリスト参照)
- ② 誓約書
- ③ 営業施設が賃貸物件であることが確認できる書類の写し
 (賃貸借契約書の写し、家賃の領収書、家賃の振込票の控え 等)
- ④ その他市長が必要と認める書類

※県の協力金の支給を受けた方は、①と②の代わりに、県協力金の振込が確認できる預金通帳(振込部分及び名義人部分)の写しを添付することでも申請できます。

※賃貸物件による協力金を申請しない場合③は不要です。

【申請期限】 令和2年7月31日(金)まで(必着)

【提出先】 〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市役所 商工観光課 まで
郵送または持参により申請下さい。

